

電気事業と税金

2025

電気事業連合会

2024 年度(令和 6 年度)に電気事業^(※1)が、国・地方自治体に納付した税金および水利使用料、道路占用料を合わせると、12,250 億円という巨額なものとなっています。さらに、電力会社が発電用燃料として使用する原重油等を購入する際に含まれる石油石炭税を試算すると、約 1,570 億円^(※2)となります。

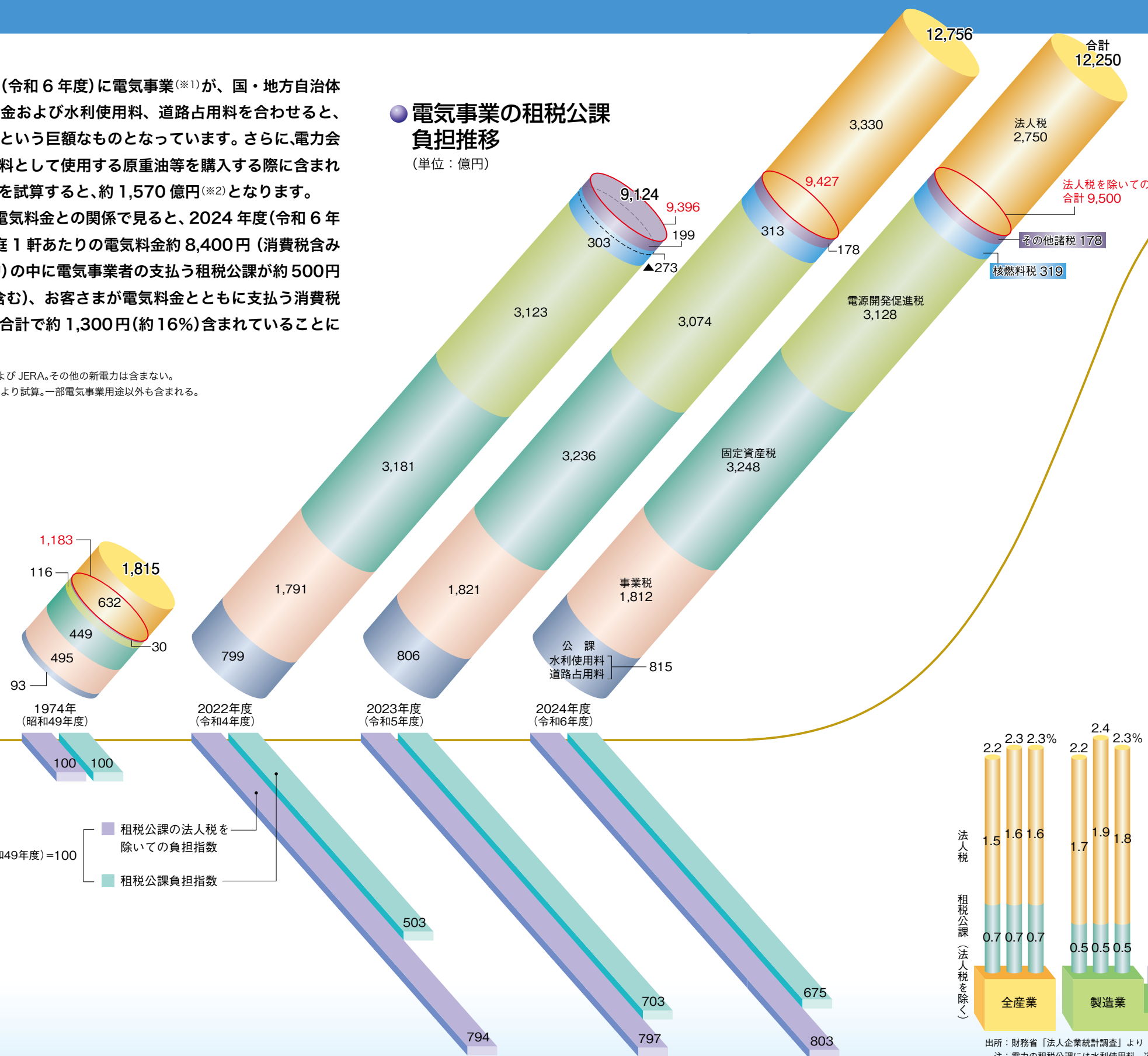
これらを、電気料金との関係で見ると、2024 年度(令和 6 年度)の一般家庭 1 軒あたりの電気料金約 8,400 円(消費税含みの 1 か月平均)の中に電気事業者の支払う租税公課が約 500 円(石油石炭税含む)、お客さまが電気料金とともに支払う消費税が約 800 円、合計で約 1,300 円(約 16%)含まれていることになります。

(※1) 10 電力会社および JERA。その他の新電力は含まない。

(※2) 有価証券報告書より試算。一部電気事業用途以外も含まれる。

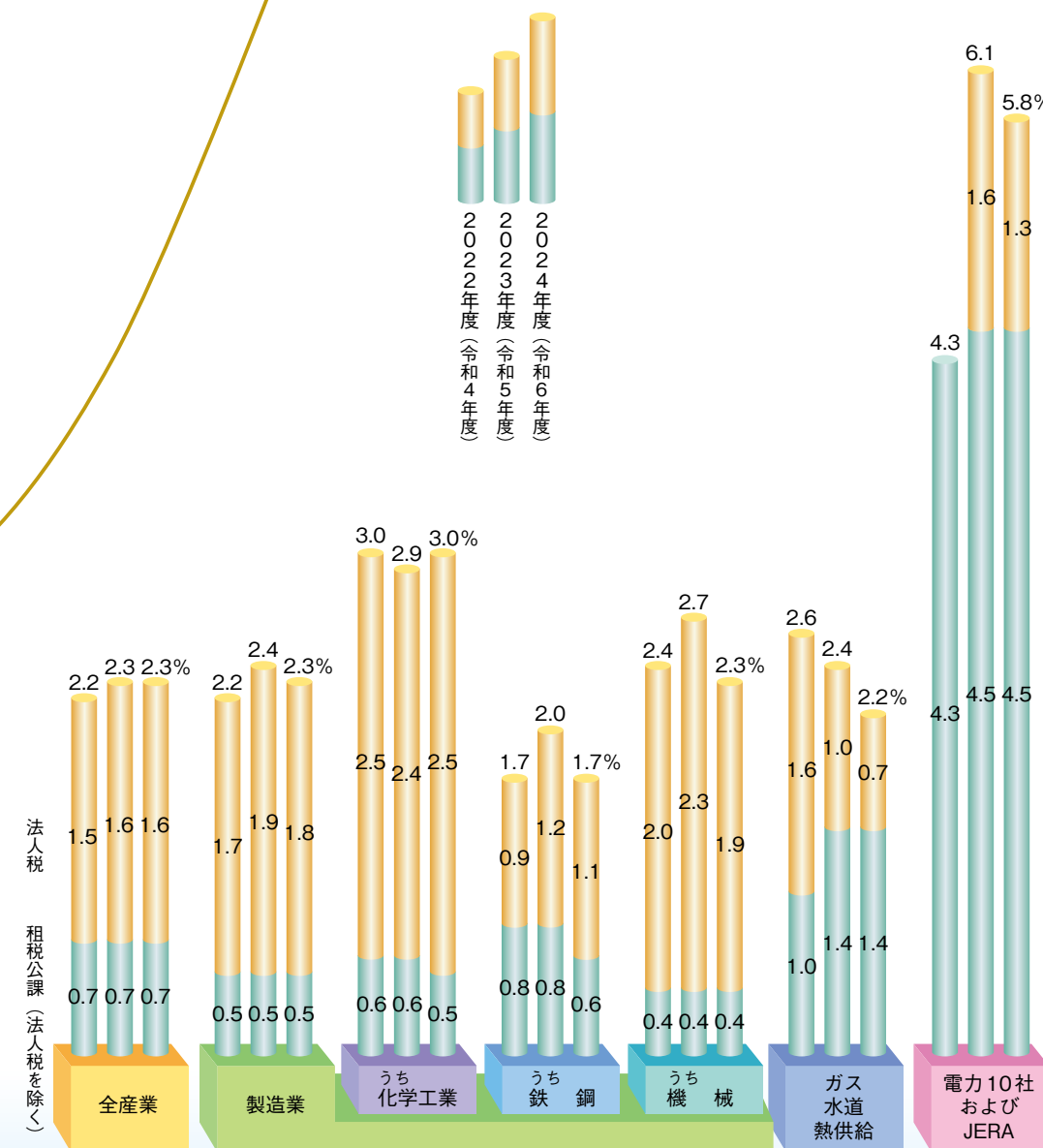
● 電気事業の租税公課負担推移

(単位：億円)



● 租税負担率の業種間比較

(売上高に対する割合)
(単位：%)



出所：財務省「法人企業統計調査」より

注：電力の租税公課には水利使用料、道路占用料を含む。

電気事業の税負担率は、他の産業に比べて極めて高水準です。

なぜ電気事業の税負担は重いのでしょうか？

電気事業と税金
2025

電気事業特有の税があるからです。

他の業種とは異なり、電気事業には“電源開発促進税”や“核燃料税”のような特有の税が課せられています。

●電源開発促進税(昭和49年度より実施)

電源開発促進対策のための財政上の措置に要する費用に充てるため、販売電力量を課税標準として電気事業者に課せられるものです。

●核燃料税(昭和51年度より実施)

法定外税として、自治体が条例を公布して施行する(総務大臣に協議し、その同意を得ることが必要)もので、発電用原子炉に挿入された原子燃料の価額等を課税標準とし、その原子炉の設置者に課せられるものです。

なお、平成15年度から新潟県柏崎市と鹿児島県薩摩川内市、平成29年度から佐賀県玄海町、平成30年度から愛媛県伊方町において、法定外税として、道県の核燃料税とは別に、発電が終わった段階の原子燃料に課税する「使用済核燃料税」が実施されています。

●電気事業に課せられる税

(令和7年9月現在)

		課税標準	税率
一般の税	事業税 (都道府県税)	< 収入割 > 収入金額 < 付加価値割 > 付加価値額 < 資本割 > 資本金等の額	資本金1億円 超の法人 < 収入割 > 1.05% (特別法人事業税含む) < 付加価値割 > 0.37% < 資本割 > 0.15%
		< 収入割 > 収入金額 < 所得割 > 所得	資本金1億円 以下の法人等 < 収入割 > 1.05% (特別法人事業税含む) < 所得割 > 1.85%
	固定資産税 (市町村税)	土地・家屋および償却資産	標準税率 1.4%
	法人税 (国税)	各事業年度の所得	23.2%
	その他	消費税・印紙税・都市計画税・不動産取得税・事業所税・登録免許税など	
電気事業特有の税	電源開発促進税 (国税)	販売電気(電気事業者自らが使用した電気を含む)	375円/1,000kWh
	核燃料税等 [法定外税として自治体が条例で定める]	●発電用原子炉に挿入された原子燃料の価額 ●使用済核燃料の重量等 (課税期間…5年間)	各自治体ごとに税率が定められている
参考	石油石炭税 (国税)	原油・石油製品・LNG・LPG・石炭の数量	

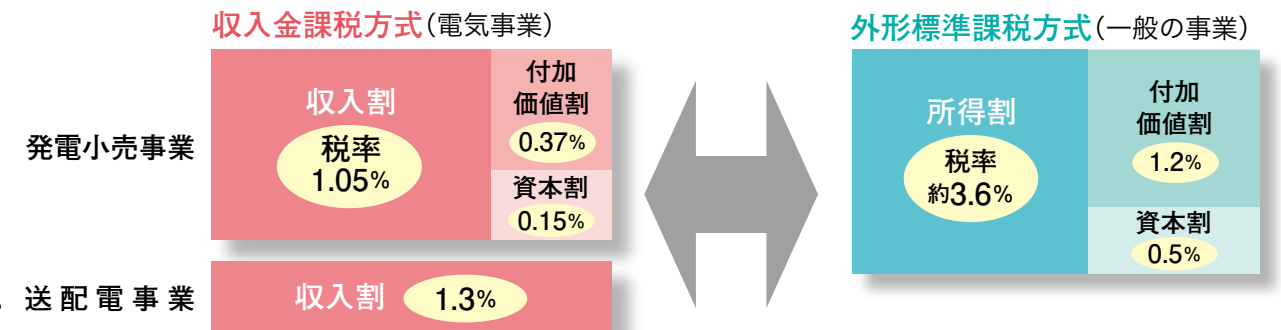
事業税が収入金課税となっているからです。

事業税の課税方式については、資本金1億円超の法人には、平成16年から外形標準課税が導入されていますが、電気事業については、令和2年から、発電・小売事業の一部に外形標準課税が組み入れられたものの、従来通り、収入金課税となっています。

仮に電気事業(※)の令和6年度の事業税額(約1,800億円)を「一般の事業」と同様の外形標準課税方式に置き換えてみますと、約1,100億円となります。

(※)10電力会社およびJERA。その他の新電力は含まない。

●事業税の収入金課税方式と外形標準課税方式の比較(特別法人事業税含む)



●核燃料税等の現状

(令和7年9月現在)

		創設時		現在		
		創設年	税率	税率	適用期間	備考
核燃料税	福井県	S51年	5%	18% (注1、6)	R3年11月～R8年11月	第9回更新
	茨城県(注4)	S53年	5%	18% (注1)	R6年4月～R11年3月	第9回更新
	愛媛県	S54年	5%	18% (注1、6)	R6年1月～R11年1月	第9回更新
	佐賀県	S54年	5%	18% (注1、6)	R6年4月～R11年3月	第9回更新
	島根県	S55年	5%	17% (注2、6)	R7年4月～R12年3月	第9回更新
	静岡県	S55年	5%	17% (注2)	R7年4月～R12年3月	第9回更新
	鹿児島県	S58年	7%	18% (注1)	R6年7月～R11年7月	第9回更新
	宮城県	S58年	7%	17% (注2、6)	R5年6月～R10年6月	第8回更新
	新潟県	S59年	7%	18% (注3)	R6年11月～R11年11月	第8回更新
	北海道	S63年	7%	17% (注2)	R5年9月～R10年8月	第7回更新
	石川県	H4年	7%	17% (注2)	R4年10月～R9年10月	第6回更新
	青森県(注5)	H16年	10% (当面は12%)	17% (注2)	R6年4月～R11年3月	第5回更新
使用済核燃料税	柏崎市	H15年	480円/kg	620～870円/kg (注7)	期間の定めなし (注8)	—
	薩摩川内市	H15年	約500円/kg (注9)	約630円/kg (注9)	R6年1月～R11年1月	第4回更新
	玄海町	H29年	500円/kg	550円/kg	R4年4月～R9年3月	第1回更新
	伊方町	H30年	500円/kg	550円/kg	R5年4月～R10年3月	第1回更新
	福井県(注10)	H28年	1,000円/kg	1,500円/kg	R3年11月～R8年11月	—
	愛媛県(注11)	H31年	500円/kg	600円/kg	R6年1月～R11年1月	—
	佐賀県(注11)	H31年	500円/kg	750円/kg	R6年4月～R11年3月	—
	茨城県(注11)	R6年	1,500円/kg	1,500円/kg	R6年4月～R11年3月	—

(注1) 税率18%の内訳は、価額割8.5%、出力割9.5%相当(出力割は熱出力当たりの税額を税率に換算、以下同様)。
(注2) 税率17%の内訳は、価額割8.5%、出力割8.5%相当。
(注3) 税率18%の内訳は、価額割4.5%、出力割13.5%相当。
(注4) 茨城県の核燃料税は、H11年4月から「核燃料等取扱税」として課税。
(注5) 青森県の核燃料税は、H16年4月から「核燃料物質等取扱税」として課税。
(注6) 福井県(H28.11～)、島根県(H29.4～)、佐賀県(H29.4～)、愛媛県(H29.8～)、宮城県(R2.3～)では廃止措置中も出力割の課税あり。
(注7) R2.10月以降は経年累進課税を導入。保管期間が15年を超える使用済燃料貯蔵施設等への搬出が可能となったものについては1年ごとに50円/kgを加算(上限5年)。
(注8) 5年ごとに社会経済情勢等を勘案して必要な措置を講じる。
(注9) 条例上の単価は使用済核燃料1体当たり。(約500円/kg=23万円/体、約630円/kg=29万円/体)
(注10) 「搬出促進割」相当分。
(注11) 「核燃料物質重量割」相当分。

電気事業連合会

〒100-8118 東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館内
TEL:03 (5221) 1437